

大谷大学蔵本 『言泉集』 の性質

安 東 大 隆

大谷大学に、蔵せられている『言泉集』は、今日、『言泉集』の一写本として、周知されている^①。

これは、規範例文をのべた部分と、「追善諷誦要句等」として、既存の、追善の為の諷誦の中より、要句を、抄出した部分とに、わかれる。その項目を、列举すると、

師匠料表白

抑過去先師聖靈者

子料表白

子料施主分

母料表白

母料施主分

二親料報恩事 第四

夫料表白

夫料施主分

父料表白 第六

父料施主分

妻料表白

妻料施主分

為夫事

追善諷誦要句等

法印澄憲五七日追善聖覺告白

飲室僧正良快天台座主僧正法印大和尚位慈源敬白

小野宮太政大臣息女御父為女 四十九日後江相公

法性寺太政大臣亡息女御父為女 四十九日慶保胤

前女御源基子亡息輔仁親王周忌追善 母為子敦光朝臣

源全子亡息二條関白内大臣追善 母為子江大府郷

在原氏亡息敦忠郷母四十九日後江相公

實成卿亡息父為子 四十九日 明衡朝臣

後江相公亡息澄明 四十九日 自草

江大府卿亡息隆兼 四十九日

菅大府卿亡息 長貞

鳥羽院奉為贈后供養五部大乘經 敦光朝臣

大納言頼盛卿為先妣周忌追善 俊憲卿

謙德公報恩修善 菅三品文時事也

敦慶親王亡室均子内親王 中陰 紀納言

同人工室藤原氏追善 藤原博文朝臣

代明親王亡室藤原氏四十九日 江納言

九條右丞相亡室勤子内親王四十九日 紀在昌

同人工室雅子内親王 中陰 後江相公

中納言師時卿亡室 周忌 江大府卿

江大府卿亡室 四十九日 自草

賀茂光平亡妻 周忌 江大府卿

大納言朝忠卿先妣 四十九日 後江相公

清原某先考 周忌 俊憲卿

平氏先考 中陰

穆子内親王 周忌 紀納言

宇治関白前太政大臣 追善 弟子太政大臣從一位藤原朝臣敬白

大二條関白太政大臣 中陰 弟子内大臣大江廣經

同前周忌 實政卿

知足院入道太政大臣 周忌 弟子沙弥成光朝臣

法性寺入道前関白太政大臣 周忌 長光朝臣

普賢寺入道内大臣 修善 弟子前太政大臣淳高

久我太政大臣 周忌 弟子權中納言雅定行盛朝臣

德大寺左大臣 五七日 弟子權中納言公能 成光朝臣

同前中陰 長光朝臣

同氏亡夫道房卿 中陰 資業卿

同氏亡夫源宣方朝臣 四十九日 江匡衡

大納言頼盛卿先妣 中陰 俊憲

江大府卿先妣 周忌 自草

右大弁源相職朝臣先妣 四十九日 菅原淳高

仲与守藤原頭季朝臣先妣 藤原正家朝臣

隆尊関梨先妣 周忌

鎌倉右大将頼朝先考義朝追善

大江某先考業宗 中陰 為長卿

請諷誦文 五遍

以上である。

さて、まず、規範例文の部分について、考えよう。

前半の、規範例文を、のべた部分は、叡山文庫蔵本（真如蔵、以下叡山本と呼ぶ）と仏乘院蔵本（以下仏乘院本と呼ぶ）

とに、共通するものである。

叡山本は、規範例文の後に、

亡父帖、亡母帖、亡夫帖・亡妻帖・亡息帖がある。

仏乗院本は、亡父帖・已母帖、がはじめに来て、その後、規範例文があり、しかる後に、亡夫帖・已妻帖・亡息帖がある。即ち、叡山本の、亡母帖と亡夫帖との間に、規範例文を、挿入した体裁に、なっている。大谷大学蔵本（以下谷大本と呼ぶ）の性質を、考える手がかりとして、三者の本文を、比較してみると、次の表のようになる。谷大本を、中心として、各々の本文や、文字などの相違を、みたものである。上欄は、各々の項目、下欄は、

① 谷大本と叡山本とが、同じであり、仏乗院本のみ、異なるもの。

② 谷大本と仏乗院本とが、同じであり、叡山本のみ、異なるもの。

③ 仏乗院本と叡山本とが、同じであり、谷大本のみ、異なるもの。

④ 各本異なるもの。
である。猶、数字は、それぞれに、何個所あったかを、示す。

子料表白	1				①
師匠料施主分	1	1	2		②
抑過去先師聖靈者	5	3	10	6	③
	1	1			④

	妻料施主分	妻料表白	父料施主分	父料表白 _{第六}	夫料施主分	夫料表白	母料施主分	母料表白	子料施主分	
	12	1	4	1			3	1	1	
	66	8	1	10	1	4	2	29	7	
	162	28	2	19		18	4	47	2	18
計 257	17	3		2	1			6	2	1

この表からみると、叡山本と仏乗院本とは、共通しているが、谷大本とは、異なっているという個所が、一六二と、一番多く、ついで、谷大本と仏乗院本との間では、共通し、叡山本と異なる個所が、六十六である。従って、仏乗院本と叡山本とは、規範例文を、通して見る限りにおいて、かなり近い関係に、あるものと考えて、よいであろう。谷大本は、叡山本よりは、むしろ、仏乗院本の系統に、近いものと、考えられよう。

さて、もうすこし、谷大本に視点を、もどして、考えてみよう。本文の右脇に、註記のようにして、「本ノママ」と、筆写の覚え書きを、記している個所が、八個所ある。そのう

ちわけは、規範例文の中に、五個所、追善諷誦要句等の中に、三個所である。規範例文の部分の、五個所は、

(イ) 孝養有三品中水升孝下不顧身命^{本ノママ}中品以佛法^{本ノママ}訪者^{上品}孝養也、今日追善即上品御孝養也

(母料施主分) () は私

(ロ) 實母親^{クモ}昵^{クモ}覺^ハ貴^ハ恐^{クハ}不^ハ覺^{クハ}君^ニ至^ニ貴^ニ恐^ニ念^{トモ}親^{トモ}不^ハ覺^{クハ}父^{トモ}恐^{トモ}有^{トモ}又^モ貴^{クモ}有^{クモ}又^モ親^{クモ}有^{クモ}又^モ昵^{クモ}有^{クモ}也 (父料施主分)

(ハ) 愛別離^{本ノママ}娑婆^{本ノママ}常習生死無常^{本ノママ}于今不始^{本ノママ}、唐帝求貴妃^{本ノママ}空增愛染之執^{本ノママ}、是生死之訪也。漢皇造后形非如来^{本ノママ}来^{本ノママ}者全不成佛得度^{本ノママ}緣^{本ノママ} (妻料施主分)

(ニ) 我死入湯死獄^{本ノママ}刹以鐵杖打我^{本ノママ}自動鑊邊即謂金鼓^{本ノママ}音^{本ノママ}、不覺高聲^{本ノママ}唱南阿弥陀^{本ノママ}。余時地獄如冷水也、蓮花滿其中^{本ノママ}念之聲不及之無也 (爲夫事)

(ホ) 依今日御善根無病延命類薄物羅。長寿樂比西王^{本ノママ}母富貴^{本ノママ}追頂達之跡^{本ノママ}樂等祇陀之家^{本ノママ}。武芸^{本ノママ}蘇武^{本ノママ}李陵^{本ノママ}養由樊^{本ノママ}會勝^{本ノママ}講作福貴^{本ノママ}朱イトム勝^{本ノママ}。男女愛子有孝子^{本ノママ}子同孟宗王祥 (爲夫事)

以上の(イ)〜(ホ)である。その(イ)〜(ホ)の「本ノママ」とある部分を、他の本と、比べてみると、

(イ)は、叡山本・仏乘院本共に、「水升」である。「水升」

は、「水漿」の意で、水を、ささげる事の功德を、延べたものである。()

(ロ)は、叡山本・仏乘院本は、「恐有」であり、註はない。

谷大本の「本ノママ、敬也」の「敬也」が、何によるか不明。

(ハ)は、叡山本・仏乘院本は、「妙相」となっている。

(ニ)は、叡山本・仏乘院本は、「念仏之声」となっている。

(ホ)は、叡山本・仏乘院本共に、「朱イトム」である。「朱イトム」は、陵の、「陶朱」と「猗頓」のことであり、二人とも、富豪として有名)

(イ)は、問題はないと思う。(ロ)〜(ニ)から、考えると、谷大本のもとになった本は、現存している、叡山本や仏乘院本に直接よつたものではなく、別の本に、よつたものであろう。

しかし、現存している諸本の中という、仏乘院本に、比較的、近いものであろう。

規範例文の部分は、後の要句などの、メモ的なものの中から、必要なものを選び、願文等を、製作する場合の、規範であり、その為、最初の部分に、おかれていると、考えていた。しかし、要句より、必要なものを、抜き出したりして、規範として、製作された例文であるという点は、かわりないが、最初におかれていると、いうことについては、仏乘院本により、訂正を、要された。「言泉集」の古い形が、金沢本のような、小冊子的なものであると、考えられるから、一冊

になつてゐる他の諸本の形態は、小冊子を、一冊に、まとめたものであり、各帖は、各々、グループを、なしてゐる。規範例文も、他の帖とは、性質は、異なるものの、その一グループと、考えられよう。従つて、叡山本や谷大本のように、最初に、あるものもあり、仏乗院本のように、途中に、はいつてゐる本も、あると思われる。

次に、「追善諷誦要句等」の部分について、考えよう。

これは、谷大本のみの、独自のものであつて、他の本にはない。他の本は、前述したように、規範例文の後には、亡父帖亡母帖などと、帖別に、なつてゐる。叡山本、仏乗院本共にすでになき、父、母・夫・妻・子息に対する追善の、為のものである。猶、龍大本をみると、その後には、更に、なき、祖父養父・兄弟姉妹・主君の為の、追善供養の、願文などの一部分が、集録されてゐる。谷大本の、追善諷誦要句等と、叡山本や仏乗院本の、後半の部分の性質は、帖外に別れてゐること、多くのものを集録してゐること、の二点を除いては、類似するものである。そのことは、『本朝文粹』の中にある大江朝綱の手になる、「重明親王為家室四十九日願文」の、一部分が、金沢本を除く、他の諸本にあり、更に、その一部分、即ち、

一 亘背世之憂、已殘心地之焰、百年偕老之契、不異夢路之花、鴛鴦衾空、向旧枕而濕袂、燕雀巢覆撫遺卵而摧肝

が、谷大本に、引用されている。この事からしても、谷大本の、追善諷誦要句等と、叡山本などの、後半の部分との、関わりは、明らかである。更に、文中に、

此追善等之佳句敬西上人之作動作要林ト云文上古之願文等被集中少々書拔之ト

とあり、願文集よりの、抄出であることが、わかる。

追善諷誦要句等の内容を、すこし、みてみよう。集録された要句は、時代的に、かなりの巾が、ある事が、わかる。菅見の範囲で、古いものを、見ると、

敦慶親王亡室均子内親王中陰紀納言

が、あげられよう。敦慶親王は、宇多天皇（御宇、仁和三）寛平九（八九七）の、十人の皇子の一人であり、母は、女御藤原胤子、内大臣藤原高藤の女（女）である。又、均子内親王は、宇多天皇の九人の皇女の一人であり、母は、中宮藤原温子（太政大臣基経の女）である。没年は、延喜十年二月（九一〇）である。

これは、澄憲のうまれる、二一五年前に、おこなわれた、中陰の供養である。一方、新しいものを、みると、隆尊阿闍梨の先妣の場合でも、百年あまり後であり、時代的な巾の広さが、わかる。

これらのことは、当時の人々が、追善供養の為の、願文や諷誦文を、いかに必要としていたかを、裏付けるものである。

以上、概観した、谷大本の性質を、示して、まとめとした

○規範例文があるという点では、叡山本・仏乘院本と、同類であるが、直接の關係はない。しかし、諸本の中では比較的・仏乘院本に近いと、思われる。

○追善諷誦要句等という項目は、他の諸本には、ないものである。しかし、これは、他の諸本が、帖別になつていゝるものを、一まとめにしたようなものであり、集録数は、すくないが、性質としては、同じものと、考えられる。

—本学講師—

註

① 白土わか氏、大谷大学所蔵本言泉集について、印度学仏教学研究十一。

② 猶・仏乘院本、金沢本・龍大本・叡山本との關係は、規範例文以外のものも、含めて、別に考えたい。

③ 勤作要林は、浅学にて、よくわからない。